

美山CRAFTWEEK2026 出店要領【飲食ブース】

1. イベント概要

イベント名称：美山CRAFTWEEK2026 ～ここから始まるモノづくり～
開催期間：令和8年10月30日（金）～11月3日（火祝） 5日間
開催場所：日置市東市来町美山地区一帯
主催者：美山CRAFTWEEK実行委員会

2. 出店概要

ブース名	飲食ブース
出店日時	令和8年10月30日（金）～11月3日（火祝）午前10時～午後4時 ※出店申込みは1日間から可能です。
出店エリア	出店場所：東郷広場ステージ広場 所在地：日置市東市来町美山1690番地4 出店区分：キッチンカー、飲食店等 募集区画：平日…1日あたり6区画 土日祝…1日あたり14区画 区画サイズ：1区画あたり幅3m×奥行3m以内（キッチンカーを除く） 支給物品：なし
出店料	1区画1日あたり：平日3,000円、土日祝6,000円 ※出店申込みは、1エリア・1区画に限ります。
キャンセル規定	① 自己都合による出店辞退については、理由を問わず、出店料納入後の返還には応じられません。 ② 悪天候や災害等によりイベントまたはブース出店が中止となった場合は、出店料の50%を返還します。 ③ 主催者の都合によりイベントまたはブース出店が中止となった場合は、出店料の全額を返還します。 ④ 出店料返還時の振込手数料は主催者が負担します。

3. 出店資格

(1) キッチンカー

- ・販売する飲食物は、食品衛生法の規定に基づく営業許可の範囲内のもの（酒類を除く）に限る。
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加していること。
- ・会場で調理を行う場合は、出店する車両について「飲食店営業（自動車）」の営業許可を受けていること。
※菓子製造業等の他業種の許可や、固定店舗に係る営業許可のみでの出店は認めません。
- ・食品衛生責任者またはこれに準ずる資格を有していること。

(2) 飲食店等

- ・販売する飲食物は、食品衛生法の規定に基づく営業許可の範囲内のもの（酒類を除く）に限る。
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加していること。
- ・食品衛生法に基づく営業許可を受けた製造施設または店舗を有し、出店申込み時点において、実店舗、物産館、催事等で継続的な販売実績があること。
- ・会場内で調理や加熱等を行い販売する場合は、イベント出店に係る保健所等の指導および許可条件を遵守すること。

4. 出店申込み

出店申込期間：令和8年8月26日（水）～9月25日（金）午後5時

申込方法：出店申込フォームからお申し込みください。

【URL】<https://logoform.jp/form/NtHc/1761422>

提出書類：出店申込フォームに以下の書類を添付してください。



① キッチンカー

- ・出店車両に係る「飲食店営業（自動車）」の営業許可証の写し

② 飲食店等

- ・販売する飲食物の製造・販売に必要な営業許可証の写し

※提出書類について、出店申込みフォームへの添付が難しい場合は、メール（kanko@city.hioki.lg.jp）またはFAX（099-273-3063）にて提出してください。いずれの場合も「美山CRAFTWEEK実行委員会 事務局宛て」であることが分かるよう明記してください。

※会場内で調理・加熱等を行い販売する場合で、保健所等の臨時営業許可が必要となる場合は、出店確定通知に同封する詳細資料を確認の上、出店者自身で必要な申請手続きを行い、営業許可証の写しを10月28日（水）正午までにメールまたはFAXにて提出してください。

5. スケジュール

手続き	期日	内容・注意事項
① 出店申込み （申込者→主催者）	9/25（金） 午後5時まで	出店申込みフォームからお申し込みください。
② 出店可否通知 （主催者→申込者）	9/30（水）まで	出店可否および出店料の振込方法等について、メールで通知します。
③ 出店料支払期限 （申込者→主催者）	10/9（金）まで	指定口座へお振り込みください。 ※振込手数料は出店者負担
④ 出店確定通知 （主催者→申込者）	10/16（金）まで	出店料の納入後、出店確定とし、出店に係る詳細資料を郵送します。
⑤ 営業許可証提出 （申込者→主催者）	10/28（水） 正午まで	「4. 出店申込み」参照

6. 搬入・搬出

(1) 搬入搬出の時間

搬入	出店日前日 : 午後5時～午後6時 出店日当日 : 午前7時～午前9時30分
搬出	出店日当日 : 午後4時～午後5時

(2) 注意事項

- ① 搬入搬出時は、1出店者1台に限り出店エリア内への車両の乗り入れが可能です。
- ② 搬入完了後は、すみやかに指定駐車場へ車両を移動させてください。
- ③ 完売等によるイベント途中の搬出の場合、出店エリア内への車両の乗り入れはできません。
- ④ 夜間警備は行いません。

7. 広報・プロモーション

(1) 出店者は、本イベントの広報活動のため、主催者が以下の事項を行うことに同意するものとします。

- ① 出店者様情報をイベントの広報（Web、SNS、チラシ等）に掲載すること。
- ② 会場の様子（作品や出店者の肖像を含む写真・映像）を撮影し、各種広報媒体で使用する。

(2) 出店者は、前項に定める事項について、著作権、肖像権その他の権利を行使しないものとします。

8. 遵守事項・免責事項

(1) 準備および原状回復

- ① 出店に必要な物品（テント、机、イス等）は出店者自身でご用意ください。
- ② テント等を使用する場合は、風による転倒・飛散を防止するため、必ず十分な重量のおもりで固定してください。なお、ペグの使用は禁止します。
- ③ 会場施設、設備および貸与物品等は適切に使用し、出店終了後は原状回復してください。出店者の故意または過失により施設、設備、物品等を損傷または紛失した場合は、出店者にその損害を賠償していただきます。

(2) ごみの持ち帰り

出店に伴うごみは、出店者自身でお持ち帰りください。来場者用のごみ箱への投棄は禁止し、投棄が確認された場合は、処理費用等を請求することがあります。

(3) 遵守事項

- ① 販売および宣伝活動は、割り当てられたブース内に限ります。ブース外での移動販売や、作品等を持ち歩いての呼び込み・販売行為は禁止します。
- ② 音源を使用する場合は、隣接ブースに配慮した適切な音量とし、著作権等の権利処理は出店者の責任において行ってください。
- ③ 他者への迷惑行為、施設汚損は禁止します。違反した場合は指示に従い撤去・退場していただくことがあります。

- ④ 遵守事項や指示に違反し、または故意・過失により主催者・他出店者・来場者等に損害を与えた場合は、出店者にその損害を賠償していただきます。

(4) 免責事項

- ① 作品、売上金、貴重品等の盗難・紛失・破損について、主催者は一切の責任を負いません。出店者の責任において管理してください。
- ② 出店者間、または出店者と来場者・第三者との間で発生した取引上のトラブル、事故、苦情等について、主催者は一切の責任を負いません。
- ③ 受信環境等の影響によるメール不着・遅延等について、主催者は責任を負いません。また、郵便物が宛先不明等で届かない場合は、出店承認を取り消すことがあります。

(5) 不可抗力による中止等

悪天候や災害等の不可抗力により、イベントまたはブース出店が困難と主催者が判断した場合は、イベントの全部および一部を中止し、または開催時間等を変更することがあります。この場合、出店料の取扱いについては、別に定める規定によるものとし、交通費、宿泊費その他出店に伴い生じた費用および損害について、主催者は一切の責任を負いません。

お問合せ先

美山 CRAFTWEEK 実行委員会事務局（日置市役所商工観光課内）

担当 濱田、堀之内

電話 099-201-5125

FAX 099-273-3063

Mail kanko@city.hioki.lg.jp

会場全体図【飲食出店ブース】



会場レイアウト【飲食出店ブース】

東郷広場ステージ広場：1区画あたり幅3m×奥行3m

